

# 鳥取大学体育会サイクリング部 部則

## 第1章 総則

### 第1条 「名称、所在」

当部は鳥取大学体育会サイクリング部と称し、本部は鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101  
鳥取大学・三浦地区におく。

### 第2条 「目的」

当部はサイクリングを通じ、自然を楽しみ、健全な心身を養い、学生生活を意義あるもの  
にすることを目的とする。

### 第3条 「顧問」

当部は鳥取大学教職員より1名以上の顧問をおく。

## 第2章 機関

### 第4条 「機関」

当部は運営機関として、総会、部会、役員会をおく。

## 第3章 総会

### 第5条 「総会」

総会は当部の最高決議機関であり、全部員によって構成される。

### 第6条 「定期総会」

定期総会は前・後期各1回ずつ行う。

### 第7条 「臨時総会」

臨時総会は役員及び、全部員の3分の1以上の要請により役員会の名のもとに召集する。

### 第8条 「成立」

総会は全部員の3分の2以上の出席で成立する。但し、4回生以上の部員は1名以上の参  
加を必要とし、その1名に対しては委任状による出席は認めない。

### 第9条 「決議」

総会は過半数以上の賛成をもって決議する。

### 第10条 「委任」

総会に欠席の場合は、委任状の提出を必要とする。

### 第11条 「通知」

総会を開催するにあたっては、1週間以前に目的、日時、場所を全部員に通知する。

## 第4章 役員

### 第12条 「構成」

当部には役員をおく。役員は毎年1回総会において選出される。

#### 第1項 (主将)

主将は当部を代表し、活動に対して全責任を負う。

#### 第2項 (副将)

副将は主将を補佐し、主将が任務遂行不可能の場合には、その任務を代行する。

第3項 (会計)

会計は部の財政を管理し総会において会計報告をする。又、部員の要請があれば、関係資料を提出しなければならない。

第4項 (広報)

広報は当部ホームページ、メーリングリスト、SNSの管理をし、学外に対する交渉をいっさい行う。

第5項 (装備)

装備は当部の備品の管理を行う。

第6項 (トレーナー)

トレーナーはトレーニングに関し全て行う。

第7項 (編集)

編集は部誌、その他の編集を行う。

第13条 「任期」

役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第14条 「欠員」

役員に欠員が生じた場合は、総会によって選出しなければならない。

第15条 「不信任」

役員の不信任は総会に於いて3分の2以上の不信任で決議される。

第16条 「役員辞退」

役員辞退は、役員会承認を必要とする。

第17条 「兼任」

役員兼任は総会で認められた場合に限りこれを認める。

第18条 「補佐」

役員会で必要と認めた場合に限り、各役員に補佐を置くことができる。

第5章 役員会

第19条 「構成」

役員会は全役員をもって構成される。役員会は、活動運営上の執行機関である。

第20条 「活動」

役員会は主将及びその他の役員要請により主将のもとにそれを招集する。

第21条 「成立」

役員会は役員3分の2以上の参加により成立する。但し、主将は必ず出席する。

第22条 「決議」

役員会決議は出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第23条 「欠席」

欠席した役員は全権を主将に委任したものとみなす。

第6章 部会

第24条 「構成」

部会は現役部員をもって構成する。部員3分の1以上の要請により、主将のもとにそれを招集する。

第25条 「成立」

部会は現役部員3分の2以上の参加により成立する。

第26条 「決議」  
部会における決議は出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第27条 「委任」  
部会に欠席したものは、全権を主将に委任したものとみなす。

## 第7章 会計

第28条 「会計」  
当部の経費は部費・入部金・寄付金・援助金・その他の収入をこれにあてる。

第29条 「会計年度」  
当部の会計年度は前期11月1日～4月30日、後期5月1日～10月31日とする。

第30条 「支出承認」  
部費の支出については、役員会の承認を得なければならない。

第31条 「入部金」  
当部に入部を希望する者は所定の入部金を納めなければならない。

第32条 「部費」

第1項 当部員は部費として所定の金額を納めなければならない。

第2項 部費は前・後期各総会にて、一括して納入するものとする。

第3項 休部期間中の部費はこれを徴収しない。

第4項 一度納入した部費はいかなる理由があろうと返金しない。

第5項 医学部二年度以上で米子に転居後も当部での活動を継続する部員は、所定の金額の半額を納めなければならない。

第33条 「会計報告」  
会計は定期総会及び、部員の要請があった場合、会計報告を行う。総会における報告は総会の承認を得なければならない。

第34条 「金額」  
入部金及び部費、その他の金額は役員会で決定し、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 部員

第35条 「資格」  
当部員は鳥取大学の大学生、大学院生及びこれに類するものであることを必要とする。

第36条 「入部」  
入部を希望する者は主将にとどけ、本規約に従うことを誓約し、総会の承認を得なければならない。

第37条 「休部」  
休部を希望する者は休部期間と休部理由をとどけて、役員会の承認を得なければならない。

第38条 「退部」  
退部を希望する者は主将に届けて、役員会の承認を得なければならない。

第39条 「除名」  
次項に該当する者は役員会の名のもとに退部勧告をおこない、なおかつ態度を改めない場合は総会の承認を得て除名する。

1. 部費を3カ月以上滞納した者
2. 当部の名誉を著しく傷つけた者
3. 本規約に反する者

4. 活動に熱意の認められない者

5. その他当部運営に支障をきたす者

\*除名処分を受けた者はすみやかに滞納金、その他を会計に納入すること。また当部に関するすべての物品を返還しなければならない。

第40条 「権利」

当部員は部の物品を役員の承認を受けた上で使用することができる。

第41条 「義務」

当部員は本規約に従い、全ての活動に参加しなければならない。但し、やむを得ない場合は欠席願いをあらかじめ提出し役員会の承認を得なければならない。

第9章 改正

第42条 「改正」

本規約の改正は総会において決定し、改正案は総会の決定当日より効力を発す。

第10章 安全対策

第43条

鳥取大学サイクリング部は部として未成年者の飲酒を禁止する。

第44条

アルコール飲料を強制的に飲ませる行為（コール等）及び一気飲みを禁止する。

第45条

飲酒運転を禁止する（自転車も含む）。また運転することが明らかなものに対して飲酒を勧める行為を禁止する。

第46条

重度の状態異常者が発生しその健康と生命に著しい被害が及ぶ恐れのある場合、部員は救急車の要請などの緊急手段をとることをためらってはならない。

第47条

サイクリング部部員は入部時に部則、ガイドラインを受け取る義務を負う。

また当部役員は部則、ガイドラインを渡すとともに、説明する責任・義務を負う。

---

（'90年5月7日 一部改正）

（'08年5月8日 一部改正《10章追加》）

（'10年5月10日 一部改正）

（'14年6月8日 一部改正）

（'16年5月6日 一部改正）